

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 29
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

【訂正】鳥取県「コロナ禍打破特別応援金」

支給対象者について

7月7日(水)に保険医協会 FAX 情報 NO.28 でご案内しました鳥取県の「コロナ禍打破特別応援金」の支給対象者について県から回答がありましたので、お詫びして訂正いたします。内容は以下の通りです。

【訂正】

FAX 情報 NO.28「コロナ禍打破特別応援金」について、県より **医療法人は対象外**との回答がありました。
個人事業主(個人開業医)については対象になるとのことです。

- 事業継続支援
県内中小企業など(業種不問・個人事業者を含む)→医療法人は含まれない。
- 新規創業支援
令和2年4月1日～令和3年5月24日までに新規創業した
県内中小企業等(個人事業者を含む)→医療法人は含まれない。



令和2年度「感染防止補助金」の手続き状況が コールセンターで問い合わせ可能に

2月28日に申請が締め切られた「感染防止補助金」(「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」)で、概算請求で申請を行った医療機関から「いまだに入金されない」という問い合わせが続いています。現在の状況は以下の通りです。

- 現在約10.5万件の申請に対し、約8.5万件の審査を完了したと7/8、厚労省HPにて発表されています。しかし決定通知の発行にはまだ遅れがあると思われます。
- ただし、遅くとも7月末までにはすべての交付を終える見込みだとしていますが、これまで交付処理の終了時期の延長を繰り返してきた経緯があるため、再延長の可能性も十分考えられます。
- 保団連及び保険医協会は、厚労省へ交付遅れの実態を伝え、迅速な対応を求めています。

【進展】

- ①実績報告が必要となる概算払いについては、受理されたかどうかの確認ができるようになりました。
- ②コールセンターに医療機関コード・医療機関名を伝えることで、申請の受理・進捗状況(受付済みかどうか)を確認することができます。
※実績報告書については、別途、交付決定通知で指定する期限までに提出をお願いします。

【感染防止補助金 手続き状況問い合わせ先】

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター
TEL:0120-336-933 (受付は平日9:30~18:00)



保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 29
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

鳥取県内市町村別 支援事業のご案内 (倉吉市・岩美町・大山町)

鳥取県内の各市町村では、個別に新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業所に対する支援を行っています。これらは**医療法人・個人開業医ともに申請可能です**。詳しくは各市町村のホームページをご覧ください。
概要は以下の通りです。

【倉吉市】

「倉吉版経営持続化支援事業(追加対策分)」のうち、①一般支援型

- 条件 ・令和3年1月～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ**50%以上減少**
・本社、本店または主たる事業所が倉吉市内にある事業者
- 対象 全業種(医療法人・個人開業医ともに対象です)
- 支援 法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円
- 申請期限 令和4年2月28日
- 問い合わせ先 倉吉市商工観光課 電話：0858-22-8129 メール：shoukou@city.kurayoshi.lg.jp

【岩美町】

「岩美町経営応援給付金」

- 条件 ・**岩美町経営持続化支援給付金の支給決定を受けていない**法人・個人事業者のうち、令和2年の収入が前年と比べ**30%以上減少**
・岩美町に住民登録がある(個人事業者)、岩美町に本店の登録がある(法人)
- 対象 全業種(医療法人・個人開業医ともに対象です)
- 支援 法人・個人事業者 定額10万円(事業継続の支援が目的)
- 申請期限 令和3年11月30日
- 問い合わせ先 岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416 メール：kankou@iwami.gr.jp

【大山町】

「大山町事業所内感染症防止対策補助金」

- 条件 令和3年4月1日～令和3年10月29日までに支出した、感染予防又は発生時にかかる経費(領収書等があれば4月分までさかのぼって申請が可能です)
 (・日常的に実施する簡易的かつ緊急的な感染予防に要する経費
 ・感染者が発生した際の対処として実施する簡易的かつ緊急的な感染拡大防止に要する経費
 (※どちらも自家消費用は対象外です))
- 対象 大山町内に事業所を有する法人・団体・個人事業主 (医療法人・個人開業医ともに対象です)
町内に住所を有する個人事業主
- 支援 補助対象経費の10/10(千円未満は切り捨て・上限：1事業主あたり10万円)
- 申請期限 令和3年10月29日
- 問い合わせ先 大山町企画課・営業企画室 電話：0859-54-5202